

仲 裁 合 意 書

工 事 名 工事

工 事 場 所 えびの市大字

年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 宮崎県建設工事紛争審査会

年 月 日

発注者 えびの市大字栗下1292番地
えびの市長 印

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

（注）管轄審査会名が記入されていない場合は、原則として建設業法第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とします。